

工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領

1 目的

この要領は、四国中央市が発注する建設工事において発生する諸問題に対し、これまで監督員が個々に実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的でスピーディなものにするとともに、本要領の実施により、発注者と受注者が共通認識のもと協力し、工期短縮や品質の確保等を図りつつ、安全かつ円滑に工事を完成させることを目的とする。

2 対象工事

四国中央市が発注する全ての建設工事を対象とする。

3 実施方法

(1) 受注者からの質問又は協議に対する発注者の回答

- ① 監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答する。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「その日のうち」に「回答予定」を予告する。
- ③ 予告した「回答予定」に回答できない場合は、明らかになった時点で速やかに新たな「回答予定」を受注者に連絡する。

(2) 質問又は協議に対する回答の方法

受注者からの質問又は協議に対する回答は、原則として文書で行うが、緊急の場合は、電話、電子メール又はファックスでもよい。

ただし、事後、文書により質問及び回答を処理する。

(3) 受注者への周知

受注者からの質問又は協議は、的確な状況資料により早期に行うことが重要であることから、発注者は、受注者に対し、ワンデーレスポンスの意義と目的を初回の打合せ時などに十分に周知する。

4 実施上の留意点

ワンデーレスポンスは、基本的に工事施行の中で発生する諸問題に対し、迅速に対応し、効率的な監督業務を行うための取り組みであり、工事の監督及び検査の実施に関する取り扱いを変更するものではない。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。